

令和5年度の総合評価落札方式の改定内容について

千葉市建設局土木部技術管理課

【改定内容】

- (1) 女性技術者に関する評価の追加（実績育成タイプ）
- (2) 監理技術者補佐に関する評価の追加
- (3) 軽微な事故による指名停止の減点期間の短縮
- (4) 技術提案の審査期間の短縮（実績育成タイプ）

1 改定内容

- (1) 女性技術者に関する評価の追加（実績育成タイプのみ）

評価項目の「若手技術者の配置」を「若手・女性技術者の配置」に変更し、女性技術者を主任（監理）技術者又は現場代理人として配置する場合に評価する。

現行			
評価項目	評価項目詳細	評価基準	配点
若手技術者の配置	配置予定技術者の満年齢 (実績育成タイプ)	入札公告年度の4月1日時点の年齢が満40歳未満	1
		入札公告年度の4月1日時点の年齢が満40歳以上	0

改定			
評価項目	評価項目詳細	評価基準	配点
若手・女性技術者の配置	配置予定技術者の満年齢又は、女性技術者の配置 (実績育成タイプ)	配置予定技術者の入札公告年度の4月1日時点の年齢が満40歳未満である、又は、 <u>女性技術者を主任（監理）技術者若しくは現場代理人として配置する。</u>	1
		入札公告年度の4月1日時点の年齢が満40歳以上である、 <u>かつ女性技術者を主任（監理）技術者若しくは現場代理人として配置しない。</u>	0

(2) 監理技術者補佐に関する評価の追加

監理技術者補佐として従事した経験について、「配置予定技術者の工事成績評定点の実績」、「配置予定技術者の施工経験」の評価の対象として認める。

①配置配置予定技術者の工事成績評定点の実績

現行		
評価項目	評価項目詳細	配点
配置予定技術者の工事成績評定点の実績	配置予定技術者の過去4ヵ年度間の同一業種工事での工事成績評定の平均点（実績育成タイプ以外）	2 ～ 0
	配置予定技術者の過去4ヵ年度間の同一業種工事での工事成績評定の平均点（実績育成タイプ）	1 ～ -0.5

※ 評価項目としての文言の変更なし。ガイドラインに監理技術者補佐として従事した工事の実績も評価対象になることを追記

②配置予定技術者の施工経験

現行		
評価項目	評価項目詳細	配点
配置予定技術者の施工経験	主任（監理）技術者又は現場代理人としての過去15年間における同種工事の施工経験	3 ～ 0

改定		
評価項目	評価項目詳細	配点
配置予定技術者の施工経験	主任（監理）技術者、 <u>監理技術者補佐</u> 又は現場代理人としての過去15年間における同種工事の施工経験	3 ～ 0

(3) 軽微な事故による指名停止の減点期間の短縮

「公衆損害事故」での物損事故等での指名停止のうち、指名停止期間が1か月の場合、減点期間を1年間に短縮する。

現行			
評価項目	評価項目詳細	評価基準	配点
事故及び不誠実な行為	過去2年間の指名停止措置の有無	該当なし	0
		過去2年間に本市発注工事に係る指名停止措置を受けている。	指名停止月数 ×-1(累計)
	過去5年間の指名停止措置の有無	該当なし	0
		過去5年間に本市発注工事に係る指名停止措置を受けている。(贈賄等を理由として措置を受けた場合で1原因における指名停止期間が12か月以上の場合)	指名停止月数 ×-1(累計)

改定			
評価項目	評価項目詳細	評価基準	配点
事故及び不誠実な行為	過去2年間の指名停止措置の有無	該当なし	0
		過去2年間に本市発注工事に係る指名停止措置を受けている。 <u>(公衆損害事故を理由として措置を受けた場合で指名停止期間が1か月の場合を除く)</u>	指名停止月数 ×-1(累計)
	<u>過去1年間の指名停止措置の有無</u>	該当なし	<u>0</u>
		<u>過去1年間に本市発注工事に係る指名停止措置を受けている。(公衆損害事故を理由として措置を受けた場合で指名停止期間が1か月の場合)</u>	<u>指名停止月数</u> <u>×-1(累計)</u>
	過去5年間の指名停止措置の有無	該当なし	0
		過去5年間に本市発注工事に係る指名停止措置を受けている。(贈賄等を理由として措置を受けた場合で1原因における指名停止期間が12か月以上の場合)	指名停止月数 ×-1(累計)

(4) 技術提案の審査期間の短縮（実績育成タイプのみ）

実績育成タイプの審査期間を2日間短縮し、開札日を火曜日から金曜日へ前倒しを行う。

現行

日	月	火	水	木	金	土
	技術提案 締切					
		開札日				

改定

日	月	火	水	木	金	土
	技術提案 締切					
					開札日	

2 改定日 令和5年4月1日